

令和4年度 事務事業評価シート（1）

[令和3年度事務事業]

一般会計				事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	障害者扶養共済制度			事業番号	011-160
担当部署名	健康福祉	局	障害福祉	部	障害支援

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本計画 2025	施策との関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～	施策	(5) 障害者が生きがいを持って心豊かに暮らせる社会の実現	
		寄与するKPI	有	取組の方向性	①相談支援体制の充実・強化			
		有・無	指標名	—				
	堺市SDGs 未来都市計画	施策との関連	有・無	目標	ゴール(10)人や国の不平等をなくそう	ターゲット	10.2	
		寄与するKPI	有	取組	障害者児及びその家族に対する支援			
		有・無	指標名	—				
無	現状値	—	目標値	—				

2 関連計画	第4次堺市障害者長期計画、第6期堺市障害福祉計画、第2期堺市障害児福祉計画				
3 事業開始年度	平成 17 年度	点検年度	令和 7 年度		
4 実施根拠 (根拠法令、条例等)	独立行政法人福祉医療機構 堺市障害者扶養共済制度条例 堺市障害者扶養共済制度条例施行規則				

事業の概要

5 事業の実施主体 (実施主体となる団体等)	本庁、各区				
6 事業の対象 (対象とする人や物、対象数)	障害者児（身体障害、知的障害、精神障害及びその他の障害）の保護者	対象数	—		
7 事業の目的 (事業実施によりめざす状態)	障害者児の保護者の相互扶助の精神に基づき、障害者児の保護者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなった後の障害者児に年金を支給することで、障害者児の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者児の将来に対し障害者児の保護者の不安の軽減を図る。				
8 事業内容 (目的を達成するための手段) ※スケジュール、実施方法・手段、事業規模・回数など	障害者児を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納め、その保護者が死亡、又は身体に著しい障害を有した場合に、障害者児に対し終身一定額の年金を支給する。				
※国・府の基準より上回って実施した内容を具体的に記載	次の①から④について、掛金の免除をしている。 ① 生活保護世帯と非課税世帯は掛金の75/100に相当する額 ② 所得割非課税世帯は掛金の50/100に相当する額 ③ 複数の障害者児又は加入者がいる世帯は最初の加入の次にした加入に係る掛金の1/2に相当する額 及びその後にした加入に係る掛金の全額 ④ 高額所得者世帯以外は掛金の30/100に相当する額				
9 主な支出先 (委託・補助金・負担金等)	独立行政法人 福祉医療機構、扶養共済制度年金受給者				
10 公民連携・協働事業					

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

11	定性的な成果目標				
	当該目標を設定した理由	障害者児の生活の安定及び障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図ることが、障害者児及びその家族の福祉の増進に繋がると考えられるため。			
	目標に対する実績	制度への加入受付や年金の給付を行った。			
12	活動指標(成果を上げるための手段)	単位	実績		目標
	加入者数	人	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			目標値	—	—
			実績値	246	250
達成率	—	—			
当該指標を選定した理由	制度に加入することで、障害者児の生活の安定及び障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図ることができると考えられるため。				
目標値の設定根拠・算出方法	事業の性質上、数値化した目標の設定は困難であるため、目標値は設定しない。				

令和4年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	障害者扶養共済制度	事業番号	011-160
-------	-----------	------	---------

Ⅲ. 投入量

事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度
	決算	決算	当初予算	決算	当初予算
事業費 (a)	81,773	83,522	87,202	87,876	92,818
13 財源内訳					
国支出金	13,510	13,510	13,610	13,510	13,610
府支出金					0
市債					0
その他（福祉医療機構より保険給付金）	33,635	34,615	37,705	36,905	41,388
受益者負担金(使用料、手数料等)	17,009	17,395	19,159	18,787	20,153
一般財源	17,619	18,002	16,728	18,674	17,667
14 人件費 (b)	2,430	2,460	2,460	2,460	2,460
15 年間経費(c)=(a)+(b)	84,203	85,982	89,662	90,336	95,278

事業費の内訳

（単位：千円）

項目	年度	事業費	うち一般財源	項目	年度	事業費	うち一般財源
	R4 予算	16	16	R4 予算	425	0	
保険料	R3 決算	23,876	5,089		R3 決算		
	R4 予算	24,394	4,241		R4 予算		
特別調整費	R3 決算	27,020	13,510		R3 決算		
	R4 予算	27,020	13,410		R4 予算		
障害者扶養共済扶養年金	R3 決算	36,740	60		R3 決算		
	R4 予算	40,563	0		R4 予算		
障害者扶養共済弔慰金	R3 決算	150	0		R3 決算		
	R4 予算	400	0		R4 予算		

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

区分	単位	令和2年度	令和3年度
① 加入者数	人	246	250
② 上記①にかかる年間経費	千円	20,462	21,133
③ 単位当たり経費 (②÷①×1,000円)	円/単位	83,179	84,532
備考（算出についての説明等）	事務費、掛金減免分、人件費のみ計上		

Ⅴ. 評価

費用対効果に係る所見

18 障害者扶養共済制度は、都道府県・指定都市が実施主体となり実施する必要がある制度である。また、加入者からの掛金収入と、独立行政法人福祉医療機構からの保険給付金を得て実施しているため、実質の年間経費は事務費、掛金減免分、人件費のみであり、それにより、障害者児の生活の安定及び障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図れることを考慮すると、当事業は費用対効果に見合ったものとする。

KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）

19 本事業は、障害者児を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納め、その保護者が死亡又は身体に著しい障害を有した場合に、障害者児に対し終身一定額の年金を支給するものであり、障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図るなど、障害者児及びその家族に対する支援に寄与している。